

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第110号

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「助役及び収入役」を「副市長」に改め、同条第2項中「以上」を削る。

第6条第2項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地球環境政策監

第10条中「環境局」を「総合企画局」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(環境局地球環境政策部地球温暖化対策課)